

## 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉

新規制基準適合性に係る審査書類の  
信頼性向上のための取組みについて  
(指摘事項に対する回答)

平成29年6月

東京電力ホールディングス株式会社

第 476 回審査会合(H29.6.20)における指摘事項（点検報告書関連）

No	指摘事項	回答	
1	議論が必要となり得る論点の抽出において作業手順、抽出した論点（57件）の内容を示すこと。	一部回答	資料
2	プロジェクトチームによる資料の点検の具体的方法等について詳細に説明すること。	本日回答	資料
3	品質保証部門による確認の具体的方法等について詳細に説明すること。	本日回答	資料
4	プロジェクト統括による指摘の具体的内容を示すこと。	準備中	-
5	各種会議体(特別タスクフォース、審査情報共有会議、審査方針確認会議)で具体的にどのような指示が行われたのか示すこと。	準備中	-

論点抽出チーム

新たな論点の有無の確認手順について

1. 実施体制

・論点抽出チーム：

- リーダー：■■■■安全施設建設センター所長
- サブリーダー：■■■■プロジェクト総括 GM
- メンバー：■■■■安全施設建設センター副所長  
■■■■安全施設建設センター副所長  
■■■■製造 GM  
■■■■設計 GM  
■■■■施工技術 GM

2. 作業手順

「新たな論点の有無」を確認するため、以下に記載の通り作業を実施する。

2.1 確認手順

(1)原子力規制庁作成「新規制基準適合性審査の視点及び確認事項」(以下、「審査の視点と確認事項」という)

- ・原子力規制委員会 HP より各社の「審査の視点と確認事項」を抽出する。
- ・「審査の視点と確認事項」の記載内容を確認し、当社のまとめ資料(至近のヒアリング版)との比較等を実施する。

なお、当社まとめ資料はイントラネットにて確認すること。

- ・当社で未検討である可能性がある項目があればリストアップする(炉型の差異により当社では対象外と判断できるものを除く)。また、当社における検討状況の確認が必要な項目等の気付きについてもリストアップする。なお、リストアップは様式例(1)を使用し、「日付」、「項目」、「確認事項」欄に記入する。

(2)審査会合コメント回答リスト

- ・原子力規制庁により「審査の視点と確認事項」が作成されていないプラントについては、原子力規制委員会 HP より対象プラントの審査会合におけるコメント回答リストを抽出の上、全体をリスト化する(様式例(2)を使用)。
- ・論点抽出チームにて分担してコメント内容、回答内容を確認し、当社のまとめ資料(至近のヒアリング版)との比較等を実施する。

なお、各社の回答資料は共用ドライブ、当社まとめ資料はイントラネットにて確認すること。

- ・当社で未検討である可能性がある項目があれば，様式例(2)の全体リストの「気づき・コメント」欄に記載する（炉型の差異により当社では対象外と判断できるものを除く）。
- ・検討状況の確認が必要な項目等の気づきについても，様式例(2)の全体リストの「気づき・コメント」欄に記載する。

## 2.2 プロジェクト統括への報告

- ・サブリーダーは，他社のプラント毎に確認作業が終了次第，2.1において整理したリストをとりまとめてプロジェクト統括へ報告する。

## 3. 様式例

- (1)KK67 適合性審査 確認事項リスト
- (2)審査会合コメントリスト

以上





## プロジェクトチームによる信頼向上の取組みについて

### 1. 概要

新規制基準適合性に係る審査書類の信頼性向上のため取組みのうち、各プロジェクトチームによる申請書及びまとめ資料への審査資料の作成・確認は定められた要領に基づき実施している。

### 2. 各プロジェクトによる信頼性向上の取組みの流れ及び実施事項

#### (1) まとめ資料の作成

- ・エビデンスの収集，照合
- ・プロジェクト統括による確認

##### 【確認の観点】

- ・担当分野の内容確認に加え，担当分野と他分野間の連携を強化した活動により，他分野に対しても，審査書類全体を把握する立場から確認，指摘を行う。

- ・プロジェクト統括からの指摘事項の反映

#### (2) 規制対応向上チームの確認

- ・規制対応向上チームの確認

##### 【確認の観点】

- ・作成箇所から独立し，審査書類の記載が体系的，網羅的，定量的且つ一貫性のあるものになっているかの観点で確認する。

- ・規制対応向上チームからの指摘事項の反映

#### (3) まとめ資料の記載内容の確認

- ・要領書添付の確認チェックシートを用いて，以下 a. ~ d. の観点から記載内容を再確認

なお，a. ~ c. については，作成者以外の 2 名により実施

##### a. エビデンスの確定

##### 【実施事項】

- ・適切なエビデンスが揃っていることを確認・確定し，文章，図表類に記載の事項，数値等がエビデンス資料に照らして正しく転記されているかを確認する。

##### b. 用語の統一

##### 【実施事項】

- ・用語統一集を用いて，用語が統一できているのかを確認する。  
(用語統一は，設置許可変更申請書の記載については，技術的な用語，一般的な用語についても統一を図り，その他の書類については，技術的に誤解がないよう，必要な用語の統一を図る。)

c. 記述の整合性

【実施事項】

- ・ 図、表番号やタイトル、図表内の記載が文章の記載（関連箇所含む）と整合していることを確認する。

d. 説明の妥当性

【実施事項】

- ・ 説明内容に論理矛盾がないことを確認する。
- ・ 技術的検討内容に誤りがないことの確認，設計（評価）の進捗の反映を実施する。
- ・ 関連する箇所と一貫性のある説明となるようプロジェクト統括の指摘を適切に反映する。
- ・ 審査会合，ヒアリングでの指摘事項に対応できていることをコメントリストにて確認する。
- ・ 先行審査で論点となった事項のうち，関連する事項に対して対応漏れがないことを論点抽出チームから抽出結果を踏まえて確認する。
- ・ 上記の確認が行われていることをプロジェクトマネージャー，プロジェクト統括が確認する。

(4) 申請書の作成及び確認

- ・ 上記の流れにより作成したまとめ資料から申請書を作成
- ・ 要領書添付の確認チェックシートを用いて，以下 a. ~ d. の観点から記載内容を確認（具体的実施事項は(3)と同様）

なお，a. ~ c. については，作成者以外の 2 名により実施

- a. エビデンスの確定
- b. 用語の統一
- c. 記述の整合性
- d. 説明の妥当性

- ・ 上記の確認が行われていることをプロジェクトマネージャー，プロジェクト統括が確認

(5) 資料の修正時の確認

- ・ 上記(3)，(4)における書類の確認プロセス完了後に資料を修正する場合は，(3)，(4)の確認を，修正内容を踏まえて設定する確認範囲，確認の観点にて適切に実施する。

3. まとめ

上述のとおり，各プロジェクトによる各書類の点検を実施し，論点抽出チーム，規制対応向上チーム及び品質保証部門の活動と併せて，新規制基準適合性に係る審査書類の信頼性の向上を図っている。

以上



## 設置変更許可申請書（補正）及びまとめ資料作成に係る適切性確認について

### 1. 適切性確認の概要

審査書類の作成に係る各チーム（論点抽出チーム，プロジェクト統括，規制対応向上チーム，プロジェクトチーム）が，以下の事項について適切に実施していることを確認した。

#### 1.1 論点抽出チーム

先行電力の審査での議論，コメント等の中から当社として新たな論点となり得るものがないか調査し，その結果を各プロジェクトマネージャーへ情報提供していること。

#### 1.2 プロジェクト統括

担当する技術分野について，技術的内容の妥当性及び関連するプロジェクトとの間での技術的内容の整合性の観点から担当分野の審査書類をレビューしていること。

#### 1.3 規制対応向上チーム

審査会合において NRA から指摘された課題をふまえた確認の視点（審査書類が体系的，網羅的，定量的及び一貫性のある説明となっていること。また，当社審査のコメント及び先行各社の論点を反映していること。）を明確にした上で，審査書類をレビューしていること。

#### 1.4 プロジェクトチーム

審査書類の作成プロセスを要領に定め，これに基づきエビデンスの入手，審査書類の作成及び確認を実施していること。

### 2. 審査書類作成プロセスの適切性確認詳細

プロジェクトチームによる審査書類作成については，作成書類が膨大な量になることから，適切性確認の要領を定め資料及びエビデンスの確認を実施した。適切性確認の考え方及び実施事項の詳細は以下のとおり。

#### 2.1 適切性確認要領に基づく適切性確認対象

設置変更許可補正申請書（本文，添付書類及び追補）及びまとめ資料

#### 2.2 基本的考え方

抜き取り方式による「文書作成プロセスの適切性確認」

（「文書作成プロセス」の適切性により，文書の精度，信頼性を担保する）

### 2.3 抜き取りの考え方

- ・業務プロセスの指揮命令系統が同一であると判断できる作業グループ毎に確認対象を抽出

プロジェクト統括及びプロジェクトマネージャーの全ての組合せを網羅するように適切性確認対象資料を選定。

(プロジェクトチームの管理者が異なれば、業務プロセス(管理)のバラツキが生じ得るため。)

- ・抽出割合

申請書類全体を網羅的に確認するために、以下のとおり確認対象を選定。

設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 対象全条文の8割以上

技術的能力，有効性評価，大規模損壊 対象項目の8割以上

抽出対象に設定した資料について，1%以上を適切性確認チームによる精読対象とした。

### 2.4 確認方法

「適切性確認チェックシート」に基づき確認を実施

- ・内容に応じて適宜作成担当チームへのヒアリングを実施。
- ・抽出対象資料毎に，全ページの1%以上を抜き取り，精読することで，プロジェクトチームにより適切に作成，審査が行われていることを確認。

(確認したエビデンス)

- ・確認チェックシート
- ・ダブルチェックを実施した資料原本
- ・資料作成の根拠となるエビデンス(数値，図表等)

### 2.5 適切性確認後の対応

- ・誤記等を検出した場合の処置

作成担当者へ修正を指示。また，コメントが反映されたことを修正後の資料にて確認し，コメント内容及び確認した旨を「適切性確認チェックシート」に記載。

- ・他シートの確認

抜き取り確認したシート以外に類似の要修正箇所がないか，適宜作成担当者へ再確認を指示。

以上